

※ 以下の契約書は、本サービス〔お知らせPDF〕をご提供するにあたっての「基本契約書」のひな型になります。

※ 実際のご契約にあたっては、お打ち合わせの上、個別に作成させていただきます。

## 「お知らせPDF」発行サービスに関する基本契約書

〇〇保育園（以下「甲」という）とニューボイス企画（以下「乙」という）とは、保護者への広報活動に関し、以下のとおり契約を締結する。

### 第1条（業務の委託）

甲は、乙に対し、園児の日常を保護者にお知らせする手段としての通信冊子（お知らせPDF）を編集発行する業務を委託すると共に、発行に必要な素材を提供する。

但し、甲乙共に、互いに取り交わした本契約書及び特にプライバシー事項や守秘義務事項を厳守しつつ、互いに誠実な履行に努め、この業務を遂行するものとする。

### 第2条（範囲）

1 乙は、甲のために主に以下の業務を行うものとする。

- ① 甲の要請に基づき、甲から提供された素材（写真、コメント等）を編集加工し、PDF媒体に変換した通信冊子として提供する。
- ② 甲の意を酌んで、適切な文章の編集作業（リライト等）を行う。
- ③ 甲の意を酌んで、適切な画像の加工作業（トリミング等）を行う。
- ④ 甲の意を酌んで、適切な冊子全体の構成やデザインを行う。
- ⑤ 甲の意向に応じ、必要な都度、新規発行や改訂に関する企画案を提示する。

2 前項の業務は、メールによる通信手段を主体とし、必要に応じ、甲乙相談の上電話による打ち合わせを行うものとする。

### 第3条（資料等の提供等）

- 1 甲は乙に対し、乙が本件業務を実施するために必要な資料等（以下「資料等」という）を提供するものとする。
- 2 乙は、前項に基づいて甲より提供された資料等を本件業務以外の目的では使用しないものとし、これらを善良な管理者の注意義務をもって管理する。但し、乙は資料等を本件業務遂行上必要な範囲内で複製又は改変することができる。
- 3 乙は、資料等を本契約終了後は速やかに甲へ返却するか、又は、甲の指示に

基づき、乙の責任において、これらを廃棄するものとする。

#### 第4条（料金等）

- 1 甲は、本件業務に関わる乙の編集加工料金(通信冊子の制作費用)として、次の料金を乙に支払うものとする。

1 メール（素材提供） ……→ 100円（税別）

※ 原則、1メール内の素材範囲は画像1点、コメント（200文字以内）とする。

※ 実際は、発行頻度や発行内容に鑑み、甲乙相談の上、乙が見積書を提示し、甲が了承した金額で決定されるものとする。

- 2 甲が乙の見積もりに同意した場合、甲は乙の指定する銀行口座宛てに支払いを行うものとし、支払い締め日は、月末締め翌月15日払いとする。  
また、乙は甲に対し、月末締め翌月5日までにメール添付（PDF）にて請求書を発行するものとする。

#### 第5条（再委託の禁止）

乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に委託することができない。但し、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

#### 第6条（秘密保持）

乙は、本件業務の実施にあたって乙の知り得た甲及び甲の関係会社の経営上、業務上又は営業上の一切の情報を、甲の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示又は漏洩しないものとする。但し、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

- ① 甲より開示を受けた時点で、乙が既に自ら保有していた情報。
- ② 甲より開示を受けた時点で、既に公知であった情報。
- ③ 甲より開示を受けた後に、乙の責めによらずに公知となった情報。
- ④ 甲より開示を受けた後に、当該情報の開示につき正当な権限を有する第三者から、乙が守秘義務を負うことなく入手した情報。
- ⑤ 法令、政令、規則、関係行政機関又は司法機関の判断に従い開示が要求される情報。

#### 第7条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日より翌月末日までの1カ月間相当とし、有効期間満了までに、いずれの当事者からも解約の申し出がない場合には、さらに1カ月間延長し、以後も同様とする。

#### 第8条（契約の解除）

- 1 甲又は乙は、相手方に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、催告

その他何らの手続きを要せず、直ちに本契約を解除することができる。なお、かかる解除は将来に向けてのみ、その効力を有するものとする。

- ① 本契約に基づき生じた金銭債務につき、その支払い義務を怠ったとき。
- ② 破産手続開始、民事再生手続開始、会社手続開始もしくは特別清算その他、これに類する倒産手続開始の申立てがあったとき、清算に入ったとき、又は第三者より差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受けたとき。
- ③ 本契約の条項に違反し、本契約関係を継続しがたいと認められるとき。
- ④ 財産状況が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。
- ⑤ 相手方の信用を著しく損なう行為を行い、信用回復が困難であると認められる相当の事由があるとき。

2 前項の規定にかかわらず、本契約の解除その他の理由のいかんを問わず、本契約が終了した場合であっても、本契約第3条及び第6条の規定は存続するものとする。

#### 第9条（協議）

本契約に定めのない事項、本契約中疑義の生じた事項については、甲乙誠意をもって協議決定するものとする。

この契約成立の証として本書2通を作り、当事者各自記名捺印のうえ、各1通を保有する。

2019年〇〇月〇〇日

甲 福岡県〇〇市〇〇町1-2-3  
〇〇〇〇 保育園  
園長 〇〇 〇〇 印

乙 熊本県荒尾市一部2182-135  
ニューボイス企画  
代表 葉玉 義則 印